

議案第12号

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

日野町職員の分限に関する条例第5条第2項に「休職者は、休職の期間中の給与については、別に定めるところによる。」とあるため、会計年度任用職員制度が休職した場合の取り扱いについて、所要の改正を行う。

2 改正内容

会計年度任用職員が休職した場合の給与について、支給しない旨を定める。

3 附則

公布の日から施行する。

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日野町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職者の給与) 第31条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。 (委任) 第32条 略</p>	<p>(委任) 第31条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。